

是時名と散田(五)

——『西福寺文書』年未詳二月二八日付
 是時名・久延名作職重書をめぐって——

寺下一義

註

(20) 『日本史大事典』の「作手」の項参照。

(21) 稲垣、註(19)前掲書二二六頁。

(22) 須磨千頼氏は、作職を旧名が解体した後に成立する新名Ⅱ中小規模名主職に該当するものとされるが(註(3)前掲論文)、かかる見解については、すでに稲垣氏らによる批判がある(稲垣、註(19)前掲書二二―五頁)。是時名においても、楽音寺の門前百姓が預かった作職を旧名解体後に成立した新名Ⅱ中小規模名主職に該当するものとすれば、その作職を預けた西福寺が所持する名主職とはいかなる性質のものなのか。また、須磨氏は、後述する永正七年(一五一〇)一月二日付砂

流郷太郎兵衛田地売券(『西福寺文書』一六七)に見える作職を「耕作権としての性質を失なつていた」とされるが、耕作権としての性質を失つた作職とは具体的にどのようなものなのか。さらに、それは先の作職(旧名解体後に成立する新名Ⅱ中

小規模名主職に該当するもの)と同質なのか、異質なのか、私には判然としない。

(23) 史料纂集『西福寺文書』では、永祿四年(二五六一)二月晦日付光乗坊日遊名主作職売券・同八年(二五六五)三月二日付戒善院作職売券の二通を所収するが、西福寺には現存していない。また、両売券に記されている地名は敦賀郡のものとして認定できないため除外した。

(24) 『西福寺文書』二二。

(25) 『西福寺文書』一六七。

(26) 「本所方」については、補論を参照されたい。

(27) 中世の地主については、峰岸純夫「十五世紀後半の土地制度」(体系日本史叢書6『土地制度史Ⅰ』へ山川出版社、一九七三年)の第二・三節参照。

(28) 『西福寺文書』七七。

(29) 阿古女の法名が「淨心」との徴証は、『敦賀郡古文書』七三として所収されている応永六年(一三九九)四月八日付阿古女・淨鎮連署田地寄進状の端裏書に「淨心寄進状 四反田」とあることによる。なお、現在、この文書は「古文書歴代手跡続輯三」との題簽が付いた卷子本に収められているが、装演の際の切断により、「淨心寄進状」の五文字は読み取れない。

(30) 敦賀郡では、屋敷の付属耕地を「まつはり」と

称していたようである（『西福寺文書』一六四・一六六）。本御所田も庵室周辺に存在した「まつはり」と見られる。なお、元禄三年（一六九〇）二月三日以降、西福寺二七世仰誉良長の頃の製作と推定される「西福寺古図」（『敦賀市史』史料編第三巻所収口絵1。製作年代の比定などに関しては、別稿で単見を述べたい）では、現在の畠中幹雄氏宅（図IIのA）付近に「極楽院」と記されている。また、村民の居宅が塔頭になったものとしては、香城院となった次郎衛門の事例が確認される（『西福寺文書』一四八）。

(31) 「作職共ニ」という文言は、「無万雑公事、作職共ニ永代御知行」（『西福寺文書』一六一）。この史料については、註(13)参照、「然間反銭作職共ニ可有御進退候」（『福井県史』資料編9中・近世七所収「西福寺文書」六。この文書は、『西福寺文書』一六五とともに慶芳が買得した木崎郷「かさ平」五反（同一八一）の本券である）、「作職共可有御進退」（同一九六）のように使用されている。売却・寄進などの主要対象である土地所有権・加地子得分取権がかかる付帯的文言で表現されたとは考えがたい。これらは耕作権の所持や進退を意味するものと理解される。

(32) 一般的に、内得（徳）分は名主が取取る加地子得分と考えられているが、敦賀郡では、特に名

主の場合（『西福寺文書』一六六）のみならず、分米から本役分を差し引いた「余乗」（同二二）、「定得」（同一三〇）、「得分米」（同一七七）。なお、同一八〇では、これを「内得分」と称している。などの剰余部分を内徳分と認識していたと考える。太郎兵衛を「名主之方」としたり、平内名内の社司免田九反を弥九郎から買得した春庚を単純に同名の名主と見做すことはできない。

(33) 『西福寺文書』一一九。

(34) 『西福寺文書』一〇八。

(35) 木崎郷忠大夫は、未進した公方段銭を肩代わりしてくれた西福寺に田地二反九〇歩を売却しているが、当該地は「当寺より重代・相伝・御預候・御名之内」に存在していた。その売券（実質的には肩代わり分「当寺之御斗定米式石五斗分」の借用状と言え）で、忠大夫は「於以後候て、菟角違乱煩申候者、堅預御成敗、又彼御名被召放候て、別人ニ可被仰付候」と述べている（『西福寺文書』一九二）。忠大夫も西福寺の名代のひとりであったと推察される。

(36) 『西福寺文書』四四。

(37) 『福井県史』資料編8中・近世六所収「善妙寺文書」二八。

(38) 永禄九年（一五六六）一〇月一日付善妙寺法度（『善妙寺文書』二二）には、次のような条文

が記されている。

一、常住分并塔頭寮舎納分人同居住之百姓等、田畠諸濟物又者夫役等於闕如未進者、致案内御催促申請可遣之、於猶其上何時モ作職可致改替由之事、

この他、『福井県史』資料編5中・近世三所収「瓜生守那家文書」三五・「越知神社文書」四〇・「北野七左衛門家文書」六・「剣神社文書」一〇七、さらに「木下喜藏家文書」二二（『福井県史研究』一〇、一九九一年）など、枚挙に遑がない。

(39) 『福井県史』通史編2中世六七頁。

(40) 『西福寺文書』一三・一四。櫛河郷を重代相伝の私領や所領と述べた山内氏の他、野坂庄内の郷を「重代相伝之地」と称したものに、砂流郷の守心（『敦賀郡古文書』八八〇）、「敦賀市史」史料編第三巻所収「西福寺文書」五三）や郷通（『敦賀郡古文書』一五一）、「敦賀市史」史料編第三巻所収「西福寺文書」二二八）がいた。守心（「津保殿」）はまた金山郷内の田地についても安堵しており、「地頭殿」と呼ばれている（『西福寺文書』三四）。当時、敦賀郡には郷地頭とも言うべき在地有力者が存在していたのである。

(41) 原地籍95（櫛川地籍49）・同96（同51）に「上高野」・「下高野」、櫛川地籍50・87・88に「西高野」・「高野」・「東高野」がある。なお、応

永五年（一三九八）一〇月日付泰遍屋敷・田地寄進状（「西福寺文書」二五）に見える「荒野」は、おそらく「高野」のことであろう。

(42) 「西福寺文書」二九。

(43) 高原庵は、高野東谷にあった寺庵（「西福寺文書」二五・二九）。永享五年（一四三三）、高原庵祖運は逝去の際、助野庄（郷・保とも）案主名内剣宮左一神子田を西福寺に寄進しているが（同一〇二）、文安四年（一四四七）四月二十五日、藤原継行は「西福寺末寺高野東谷栖閑院事、祖運禪師任寄進状之旨、知行不可有相違」と安堵している（同一一七）。祖運示寂後、高原庵は名を栖閑院と改め、西福寺の末寺になったことを知る。なお、栖閑院は、文龜三年（一五〇三）九月一〇日付西福寺々領目録（同一四九）の「諸塔頭分」の中にも見え、高野田六反を知行している。

（敦賀市鞠山九一―四五）